

妊娠性温存療法の一部を別の医療機関で実施した場合に提出してください。

記入例

様式第3-2号

岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る
温存後生殖補助医療証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）

岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者
に対し、温存後生殖補助医療（※1）を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

令和6年 4月 1日

医療機関の所在地 岡山市北区内山下〇〇一××

医療機関の名称 △△病院

診療科 産婦人科

主治医氏名（自署） 倉敷 太郎

温存後生 殖補助医 療の対象 者 (※2)	ふりがな	おかやま ももこ	生年月日	1993年 1月 1日生
	氏 名	岡山 桃子	性 別	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>
配偶者 (事実婚 を含む)	患者アプ リ番号	oooooooooooo	患者アプリ番号が 無い場合、その理由	
	ふりがな	おかやま いちろう	生年月日	1992年 12月 31日生
	氏 名	岡山 一郎	性 別	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>
岡山県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の対象医療機関ですか。		はい <input checked="" type="radio"/>	いいえ <input type="radio"/>	

対象者は、過去に妊娠性温存療法研究促進事業（生殖補助医療分）の助成を受けたことがありますか。

ない ある → 過去（1）回受けた

（助成を受けたことがある場合）

助成を受けた都道府県名（広島県） 温存後生殖補助医療実施医療機関名（〇〇クリニック）

治療方法	I	助成対象となる治療は、妊娠性温存療法実施後に実施した次の治療です。 該当する番号に○を付けてください。 1 凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療 2 凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療 3 凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 4 凍結した精子を用いた生殖補助医療	生殖補助医療開始日 (令和6年 3月31日) 生殖補助医療終了日 (令和6年 4月30日) ※上記実施日と同じ場合も記載してください。 備考 ()
	II	I 2～4のいずれかの治療を実施した場合で、次のいずれかに該当する場合は、該当する番号に○を付けてください。 1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合 2 人工授精を実施した場合 3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合	
	III	他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに記入してください。（※3） 他医療機関への依頼 あり <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 医療機関名（ ××クリニック ） 依頼内容（ ○○製剤処方 ）	
領収金額合計		100,000円（内訳は裏面のとおり）	
備考			

※1 妊娠性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。

※2 妊娠性温存療法を受け、生殖補助医療に用いた凍結検体の提供者又は凍結検体を再移植した方の氏名を記載すること。

※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をIIIに記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、IIIに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

領収金額 内訳証明書

項目	費用
胚融解費用	30,000円
胚移植費用	70,000円
	円
	円
	円
	円
合計	100,000円

治療期間		領収金額に関する問合せ先	
令和6年3月31日	～令和6年4月30日	担当課	庶務課
		担当者	玉野
		電話番号	086-〇〇〇-×××

- ・助成対象となる費用のみを計上してください。
- ・助成の対象となる費用は、妊娠性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- ・卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合の費用は対象外です。
- ・本証明書を発行する医療機関が領収した金額のみ記入ください。一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより、別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。